

## 第12回議会改革特別委員会

日時：令和8年1月9日（金）

午前10時

場所：委員会室1

### 【議事日程】

第1 議会改革に関する意見交換会について

第2 その他

【次回日程】令和8年1月30日（金） 臨時会終了後

## 議会改革特別委員会 今後の日程案

1月17日 (土) 議会改革に関する意見交換会  
文化センター3階 第3会議室  
9:30~11:30

1月30日 (金) 臨時会終了後

以下案 2月12日 (木) 13時~ (3月議会一週間前の代表者・議運の日)

2月25日 (水) 議案調査(3日目)終了後

3月2日 (月) 予算決算常任委員会終了後

3月16日 (月) 本会議(一般質問3日目)終了後

【継続審査・中間報告について】

令和7年度 北本市議会会期日程(予定)

月日	曜日	令和7年第4回定例会
11/20	木	代表者・議運
21	金	
22	土	
23	日	勤労感謝の日
24	月	振替休日
25	火	
26	水	
27	木	本会議(開会日)
28	金	休会(議案調査)
29	土	休日休会
30	日	休日休会
12/1	月	休会(議案調査)
2	火	本会議(議案質疑) 予算決算常任委員会
3	水	委員会・分科会
4	木	委員会・分科会
5	金	委員会・分科会
6	土	休日休会
7	日	休日休会
8	月	休会(事務処理)
9	火	本会議(一般質問)
10	水	本会議(一般質問)
11	木	本会議(一般質問)
12	金	本会議(一般質問)
13	土	休日休会
14	日	休日休会
15	月	休会(事務処理)
16	火	予算決算常任委員会
17	水	休会(事務処理)
18	木	本会議(閉会日)

月日	曜日	令和8年第1回定例会
2/12	木	代表者・議運
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	本会議(開会日)
20	金	休会(議案調査)
21	土	休日休会
22	日	休日休会
23	月	休日休会(天皇誕生日)
24	火	休会(議案調査)
25	水	休会(議案調査)
26	木	休会(事務処理)
27	金	本会議(総括質疑)
28	土	休日休会
3/1	日	休日休会
2	月	本会議(議案質疑) 予算決算常任委員会
3	火	委員会・分科会
4	水	委員会・分科会
5	木	委員会・分科会
6	金	委員会・分科会
7	土	休日休会
8	日	休日休会
9	月	委員会・分科会
10	火	委員会・分科会
11	水	本会議(一般質問)
12	木	本会議(一般質問)
13	金	休会(中学校卒業式)
14	土	休日休会
15	日	休日休会
16	月	本会議(一般質問)
17	火	本会議(一般質問)
18	水	休会(事務処理)
19	木	予算決算常任委員会
20	金	休日休会(春分の日)
21	土	休日休会
22	日	休日休会
23	月	休会(事務処理)
24	火	休会(事務処理)小学校卒業式
25	水	本会議(閉会日)

# 議会改革に関する意見交換会

日時：令和8年1月17日（土）

午前9時30分より

場所：文化センター3階 第3会議室

## 【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 北本市議会議長 あいさつ  
（保角議長）
- 3 出席議員の紹介
- 4 経過報告
- 5 意見交換
- 6 北本市議会副議長 あいさつ  
（金森副議長）
- 7 閉 会

議会改革特別委員会委員名簿（令和7年6月27日設置）

役職	氏名	会派名	備考
委員長	工藤 日出夫	みらい	
副委員長	中村 洋子	日本共産党	
委員	桜井 卓	緑風会	
委員	小久保 博雅	みらい	
委員	湯沢 美恵	日本共産党	
委員	島野 和夫	公明党	
委員	高橋 誠	北本の将来を創る会	
委員	永井 司	北本の将来を創る会	
委員	滝瀬 光一	清和会	
委員	大嶋 達巳	みらい	

	月 日	テ ー マ	協 議 経 過
1	7月16日	今後の審査方法等について	議長からの諮問の趣旨と進め方について協議
2	7月31日	議会基本条例の振り返りについて	委員のアンケート調査と課題の協議
	8月5日	八王子市議会視察(議会運営委員会)	委員会所管事務調査、委員間討議、タブレットについて
3	8月19日	議員間(委員間)討議について	各委員が意見を述べ、協議後委員長が調整
4	9月3日	議員相互の自由討議に係る論点整理	12月定例会で、各常任委員会で試行的実施に向け協議
5	9月18日	委員間討議、タブレット活用	試行的実施要綱について。タブレットの活用協議
6	10月7日	議会モニター制度の充実について	議会モニターの活性化について委員間で協議
7	10月17日	議会活動の発信機能の強化について	ホームページ、議会だより、報告会にSNSの活用協議
8	11月4日	同上と議員定数について	SNSは『X(旧Twitter)』とする。議員定数について協議
9	11月17日	議員定数について	定数の問題について意見交換し、論点整理を行う
	11月18日	ファシリテーション研修会実施	講師：渡辺氏(一社)地方公共団体政策支援機構
10	12月2日	議員報酬について	議員報酬の現状について、政務活動費の在り方等
11	12月12日	委員間討議の運用に関する申合わせ	試行的に行った委員間討議の経過発表と今後の方向性

## 議会基本条例の振り返り（アンケート集計）

- 議会基本条例をもとに議員（委員）各位にアンケート（自己評価）を実施。集計から見えた所見
- 監視機能と政策提言はおおむね肯定的
- 市民参加、報告会での対応には課題がある
- 「議員間討議」については評価が低かった
- 議事機関として「合意形成」に向けた努力が不足
- 議事機関としての仕組の改善が求められる
- 委員会（法109条）所管事務の調査・提言は不足
- 議員（委員）間討議のガイドラインは必要

## 議員定数について（基本条例35条2）

### ●委員各位の発言（順不同）

- ・市民から「議員定数を減らさないのか」「人口規模、今後の人口減少から見て減らすことが必要では」
- ・現状の定数で何が問題なのか。定数削減の議論の前に、住民の代表機関としてどうあるべきかを議論すべき
- ・『議員削減より質的向上が先』（北川正恭元知事の言葉）
- ・議員定数が少なければ多くの支持が必要になり、多くの考えが反映される
- ・委員会主義である現状では、討議する人数は一定程度必要。識者によれば1グループ6～7人が熟議になる

- ・ 議員を削減し、議員報酬を上げればいい人材が集まるのでは
- ・ 執行部の監視、政策提言、市の意思決定機関の責任を議論
- ・ 削減ありきとか、他の自治体との比較には反対
- ・ 定数の基準（例） 1. 委員会数×人数。 2. 人口比例方式。 3. 議会費の割合(1%)。 4. 行政区・学校等
- ・ 議会を支援する事務局の拡充

## 議員定数の経過

定 数 期 間	定 数	備 考
自昭和46年5月1日 至昭和50年4月30日	28	S46年（約35,000人）
自昭和50年5月1日 至平成3年4月30日	30	S50年（約46,600人） 平成2年12月21日議決 30人⇒28人
自平成3年5月1日 至平成11年4月30日	28	H3年（約63,500人） 平成10年9月24日議決 28人⇒26人
自平成11年5月1日 至平成19年4月30日	26	H11年（約69,000人） 平成18年12月21日議決 26人⇒20人
自平成19年5月1日 現在に至る	20	H19年（約71,000人） R8年（約65,000人）

## 議員報酬について（基本条例35条2）

- ・ 議員報酬と政務活動費の関係を整理
- ・ 活動量と報酬の均衡。若年層の参画促進への対応
- ・ 議員活動に伴う費用負担との関係。社会保障制度の課題
- ・ 報酬審議会へ意見具申

## 議員報酬の経過

施行	議長	副議長	委員長	議員
昭和51年11月	165,000	145,000	—	130,000
昭和52年4月	165,000	145,000	135,000	130,000
昭和52年11月	190,000	170,000	157,000	150,000
昭和53年11月	210,000	190,000	182,000	175,000
昭和54年11月	225,000	205,000	197,000	190,000
昭和55年11月	245,000	220,000	212,000	205,000
昭和57年4月	265,000	240,000	232,000	225,000
昭和61年1月	290,000	260,000	252,000	245,000
昭和63年4月	315,000	280,000	272,000	265,000
平成2年4月	340,000	300,000	292,000	285,000
平成4年4月	380,000	330,000	322,000	315,000
平成6年4月	410,000	350,000	342,000	335,000
平成8年4月	425,000	365,000	355,000	348,000
平成10年4月	429,000	369,000	359,000	352,000
令和2年4月	433,000	373,000	362,000	355,000

### 諮問 3：通年議会の検討について（第34条第1項）

- ・ 今後協議する

### 諮問 4：議員間(委員間)討議のガイドライン策定について

- ・ 議員間の自由討議は、請願審査で休憩中に行ってきた経緯があるが、本会議または委員会の中で行うことは重要
- ・ 八王子市では、委員会審査で議案（条例）に対しても行っており、北本市議会においても実施できるのではないか
- ・ 12月議会の委員会協議会で試行的に実施する
- ・ それにはファシリテーターの技能が求められるため研修会を
- ・ 試行の運用規則を作成する

## （試行的実施の報告）

- ・ 12月定例会の委員会終了後に、総務文教・健康福祉・建設経済常任委員会協議会において、模擬請願等試行的に実施し、正式制度として導入できるとの見解
- ・ ガイドラインの策定に向けて検討

## 諮問5：議会活動の活性化（議会改革）について

### ア．タブレットの活用について

- ・ 現在、個人所有のスマホ・PC・資料の議場持ち込みを認めているので、公費で整備する必要はない

### イ．授乳環境及び保育環境整備について

## 諮問 6：広報公聴機能（基本条例30条）の充実について

### ア．議会モニター制度の充実について

- ・ 認知度を図る。意見提出の促進。主体的な関与などの充実を図る

### イ．議会活動の発信機能の強化について

- ・ これまでの録画配信、議会ホームページ、議会だより、議会報告会だけでなく、SNSの活用が重要
- ・ SNSの媒体については「X（旧Twitter）」とする
- ・ 詳細は広報公聴委員会において検討

### ウ．議会報告会の在り方について

- ・ 広報公聴委員会にて検討協議

### 【議長からの諮問事項】

- 1 議会基本条例に関する事項について
  - (1) 議員定数について（第35条第2項）
  - (2) 議員報酬について（第36条第2項）
  - (3) 通年議会の検討について（第34条第1項）
  - (4) 議員間（委員間）討議のガイドライン策定について（第23条）
  - (5) 議会活動の活性化（議会改革）について（第34条第1項）
    - ア タブレット活用について
    - イ 授乳環境及び保育環境整備について
  - (6) 広報広聴機能の充実について（第30条）
    - ア 議会モニター制度の充実について（第12条）
    - イ 議会活動の発信機能の強化について（第30条）
    - ウ 議会報告会のあり方について（第11条）

## ◎北本市議会基本条例

### 附則

北本市は、平成21年に「自らのことは自らが決し、その責任は自らが負う」という自治の理念の下、北本市におけるまちづくりの最高規範である北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）を制定しました。

今日、地方分権が進む中で、本市議会が、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割や責務は、ますます大きくなっています。

本市議会は、日本国憲法で定められた住民を代表する議事機関であり、二元代表制の一翼として、住民の信託に応え、市民の意思を的確に市政に反映させる責務があります。同時に、自由かつ充実した討議を行い、立法機能や監視機能などを十分発揮することによって、言論の府である議会の役割や責務を全うする使命が課せられています。

地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今、市議会としての役割や責務を果たすために、議会の活動に関する様々な情報を発信して、市民参画及び市民との協働を推進し、市民にとって身近で開かれた、信頼される議会を実現する必要があります。

よって、本市議会は、自ら議会改革を推し進め、議会の権能を更に高めていくことを決意し、この条例を制定します。

### （議員定数）

第35条第2項 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見その他の事情を十分に考慮するものとする。

### **(議員報酬)**

第36条第2項 前項に規定するもののほか、議員報酬に関する事項については、別に条例で定める。

### **(議会改革の推進)**

第34条第1項 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

### **(議員相互の討議)**

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつたつな討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議及び審査においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は市長等に対し政策提言を行うものとする。

4 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

### **(議会改革の推進)**

第34条第1項 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

### **(広報広聴機能の充実)**

第30条 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報広聴媒体を活用することにより、より多くの市民が議会活動に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

### **(議会報告会)**

第11条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

### **(議会モニターの設置)**

第12条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、市民のうちから議会運営に関する意見の提出等を行う議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 議会改革に関する意見交換会 次第書

日 時：令和8年1月17日（土） 9:30～11:30

場 所：北本市文化センター 3階 第3会議室

・司会（全体進行）：中村副委員長

・司会（意見交換）：工藤委員長

・挨拶：保角議長、金森副議長

・事務局：受付、資料配布、座席誘導

### 1. 開会・諸注意

◎中村副委員長（司会）

「皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより『議会改革に関する意見交換会』を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、議会改革特別委員会 副委員長の 中村です。どうぞよろしく願いいたします。」

◎中村副委員長

「開会にあたりまして、ご参加の皆様にお願いがございます。

本日は限られた時間の中で、できるだけ多くの方からご意見をいただきたいと考えております。発言の際は、進行役の指名を受けてからお願いいたします。」

### 2. 議長挨拶

◎中村副委員長

「はじめに、会に先立ちまして、北本市議会 保角議長よりご挨拶申し上げます。」

●保角議長

（挨拶：日頃の感謝、今回の意見交換会の趣旨、市民の声を聞く重要性など）

◎中村副委員長

「ありがとうございました。」

### 3. 出席委員紹介

◎中村副委員長

「続きまして、本日出席しております、議員を紹介いたします。」  
(※議員の名前を読み上げ、順に起立して一礼し、一言自己紹介)

◎中村副委員長

「以上のメンバーで進めてまいります。」

### 4. 経過報告

◎中村副委員長

「それでは、これまでの議会改革特別委員会における検討状況について、報告いたします。  
報告は、議会改革特別委員会 工藤委員長にお願いします。」

工藤委員長

(経過報告：資料に基づき、これまでの経緯、定数・報酬の現状と課題など)

◎中村副委員長

「ありがとうございました。ここまでの報告について、ご不明な点は、のちほどの意見交換の中で併せてご質問いただければと思います。」

### 5. 意見交換

◎中村副委員長

「それでは、これより意見交換の場といたします。  
本日のメインテーマは北本市における『議員定数』および『議員報酬』についてです。皆様の率直なご意見に対し、工藤委員長をはじめ、当委員会の委員がお答えしてまいります。」

(ルールの確認)

「ご発言のある方は、挙手をお願いいたします。私から指名しますので、マイクが届きましたらご発言ください。多くの方にご発言いただくため、1回あたりの発言は簡潔をお願いいたします。それでは、どなたかご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか？」

(質疑応答・意見交換のイメージ)

\* 中村副委員長：「では、前から○列目の、男性の方、お願いいたします。」

\* 市民：(発言・質問)

\* 中村副委員長：「ご意見ありがとうございます。ただいまの『定数削減の根拠』について、工藤委員長、回答をお願いします。」

\* 工藤委員長：(質問に対して回答・見解を述べる)

\* 中村副委員長：「ありがとうございました。今の回答に関連して、他の委員から補足はありますか？ ……よろしければ、次の方。ご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか？」

11：20頃

◎中村副委員長(終了予告)

「予定の時間が近づいてまいりました。あと1～2名の方をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。」

11：25頃

◎中村副委員長

「他にもご意見があるかと思いますが、お時間となりましたので、質疑・意見交換はここで終了とさせていただきます。

工藤委員長、最後に一言ございますか？」

◎工藤委員長

「皆様、本日は貴重なご意見を誠にありがとうございました。本日いただいた声は、今後の委員会での議論にしっかりと反映させてまいります。」

6. 総括・閉会

◎中村副委員長

「皆様、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、感謝申し上げます。最後に、閉会の挨拶を、金森副議長より申し上げます。金森副議長、よろしく申し上げます。」

◆金森副議長

(閉会挨拶)

「本日はお忙しい中、多数のご参加をいただきありがとうございました。

(※本日の議論を簡単に振り返り)

本日いただいた貴重なご意見は、今後の委員会でしっかりと受け止め、議論を深めてまいります。本日は誠にありがとうございました。」

◎中村副委員長

「以上をもちまして、『議会改革に関する意見交換会』を閉会いたします。」

「アンケートのご記入・提出にご協力をお願いいたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。」

## 議会改革に関する意見交換会 アンケート

本日は意見交換会にご参加いただき、誠にありがとうございます。  
今後の議会改革の参考とさせていただくため、アンケートへのご協力をお願いいたします。  
※ご記入いただいた内容は、個人を特定しない統計データとして活用させていただきます。

### 1. あなたご自身について教えてください(該当するものにチェック)

#### 【年代】

- 10代  20代  30代  40代  
 50代  60代  70代  80代以上  回答しない

#### 【性別】

- 男性  女性  回答しない

#### 【お住まい】

- 北本市内  市外(在勤)  市外(在学)  回答しない

### 2. 本日の意見交換会について

#### 【開催日時・場所】

- 参加しやすかった  
 参加しにくかった(理由: \_\_\_\_\_ )

#### 【内容の分かりやすさ】

- よく分かった  だいたい分かった  あまり分からなかった  分からなかった

### 3. 「議員定数」について(現在の定数:20人)

ご意見に近いものを選び、その理由をご記入ください。

- 現状(20人)でよい  
 減らすべき(削減)  
 増やすべき(増員)  
 分からない・その他

(理由・ご意見)

《裏面に続きます》

4. 「議員報酬」について

ご意見に近いものを選び、その理由をご記入ください。

- 金額は妥当である
- 高すぎる
- 安すぎる(もっと上げるべき)
- 分からない・その他

(理由・ご意見)

5. その他、議会に対するご意見・ご要望があればご自由にお書きください

ご協力ありがとうございました。  
お帰りの際に、受付の回収箱へお入れください。



ご自身のスマートフォンやパソコンで、この QR コードからも回答できます(約5分)

【有効期限:令和8年1月18日まで】

<https://logoform.jp/f/2wPL7>



スクリーン

事務局 事務局

議員 議員

委員 委員

委員 委員

副委員長 委員長

プロジェクター

議員 議員

委員 委員

委員 委員

議長 副議長

1 2

3 4

5 6

7 8

9 10

11 12

13 14

15 16

17 18

19 20

21 22

23 24

25 26

27 28

29 30

事務局席

出入口

セ  
取

廊

下

出入口

区分	地区名	性別	年齢	No.	区分	地区名	性別
(住・勤・学)		男・女		21	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		22	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		23	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		24	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		25	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		26	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		27	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		28	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		29	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		30	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		31	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		32	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		33	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		34	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		35	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		36	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		37	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		38	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		39	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		40	(住・勤・学)		男・女

区分	地区名	性別	年齢	No.	区分	地区名	性別
(住・勤・学)		男・女		61	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		62	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		63	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		64	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		65	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		66	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		67	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		68	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		69	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		70	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		71	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		72	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		73	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		74	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		75	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		76	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		77	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		78	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		79	(住・勤・学)		男・女
(住・勤・学)		男・女		80	(住・勤・学)		男・女